入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和４年５月16日

支出負担行為担当官

九州地方整備局長　藤巻　浩之

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　40

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　北九州航空基地（Ｒ４）機械設備工事（電子入札及び電子契約対象案件）

⑶　工事場所　福岡県京都郡苅田町空港南町11番外

⑷　工事内容

工事内容：北九州航空基地の新築工事及び関連工事に伴う機械設備工事を行う。

建物用途：第二格納庫・第二庁舎

構造・階数：鉄骨造一部鉄筋コンクリート造、地上２階建（塔屋１階）

建物規模：延べ面積5,767㎡

敷地面積：33,708㎡

建物用途：研修センター

構造・階数：鉄筋コンクリート造、地上５階建

建物規模：延べ面積2,369㎡

⑸　工期　本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である。余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を設置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

工期　令和４年10月３日から令和６年３月27日まで（余裕期間：契約締結日の翌日から令和４年10月２日まで）

なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。

⑹　使用する主要な資機材　パッケージ形空気調和機（冷房能力3.6kW～50.0kW：40系統）、全熱交換ユニット（風量30～1,020㎥／ｈ：51台）、遠心送風機（風量80～9,300㎥／ｈ：61台）、受水タンク（上水用）（有効容量15㎥、10㎥各１基）、消火設備一式、圧縮空気設備一式、給油設備一式

⑺　本工事は、入札時に施工計画等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型（Ｓ型））の工事のうち、品質確保の為の体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

⑻　本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

⑼　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、総合評価に係る技術提案の範囲は対象としない。

⑽　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑾　本工事は、建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置は認めない。

⑿　本工事においては、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、紙入札の申請に関しては、九州地方整備局総務部契約課に承諾願を提出して行うものとする。

⒀　本工事は、入札説明書等を電子入札システムからダウンロードする適用工事である。

⒁　本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。

なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式とすることができるものとする。

⒂　本工事は、ＩＳＯ9001認証取得を活用した監督業務等の取り扱いが可能な工事である。ただし、低入札価格調査の対象となった場合を除く。

⒃　本工事は、『「公共工事の品質確保に関する新たな取組」の試行運用について』（H18.5.16国九整契第51－２号他）に基づき、入札説明書別紙１「低入札価格調査制度調査対象工事に関する事項」により、低入札価格調査制度調査対象工事に対する取り組みを行う試行工事である。

⒄　本工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合は、工事の監督補助並びに安全対策を目的として、工事現場にモニターカメラを設置するものとする。

なお、モニターカメラの設置費用については、工事の監督補助として活用するものについては発注者が負担するが、工事現場内の安全対策として活用するものについては受注者が負担するものとする。

⒅　本工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合は、ビデオ撮影により不可視部分の出来形管理を行うものとする。なお、ビデオ撮影した映像については、監督職員へ提出するものとする。

⒆　本工事は、遠隔地からの建設資材等の調達に係る費用について、調達の実態を反映し契約変更のための積算方法等を適用する試行工事である。

⒇　本工事は、遠隔地からの労働者確保に要する費用について、労働者確保の実態を反映して契約変更のための積算方法等を適用する試行工事である。なお、以下の遠隔地から労働者を確保するために要する費用を変更対象とする。

イ）共通仮設費：共通仮設費率に含まない費用（宿舎等に要する費用）

ロ）現場管理費：労務管理費（募集及び解散に要する費用並びに賃金以外の食事、通勤費等に要する費用）

(21)　本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である（詳細は入札説明書による。）。

(22)　本工事は、発注者が週休２日に取り組むことを指定する週休２日促進工事（発注者指定方式）である（詳細は現場及び技術に関する説明事項による。）。

(23)　本工事は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化」の対象工事である（詳細は現場及び技術に関する説明事項による。）。

(24)　本工事は、建設キャリアアップシステム活用推奨モデル営繕工事の試行対象工事（発注者指定方式）である（詳細は現場及び技術に関する説明事項による。）。

(25)　本工事は、情報共有システムを利用した工事関係図書等の効率化、電子納品等を行う試行対象工事（発注者指定方式）である。

(26)　本工事は、「建設現場の遠隔臨場」の試行対象工事（発注者指定方式）である（詳細は現場及び技術に関する説明事項による。）。

(27)　本工事は、受注者が工事中に施工合理化技術（ただし、発注者指定の技術を除く。）に関する技術提案を行い、履行による効果が確認された場合、請負工事成績評定要領に基づき評価する対象工事である。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　九州地方整備局における暖冷房衛生設備工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　九州地方整備局における暖冷房衛生設備工事に係る一般競争参加資格の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,100点以上であること。（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,100点以上であること。）。

⑸　平成19年度以降に、元請けとして完成し、引き渡しが完了した以下のㇷ゚の要件を満たす同種工事の施工実績（民間の施工実績を含む）を有すること（受注形態を明らかにするものとし、甲型共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型共同企業体の施工経験については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）。共同企業体にあっては、構成員のうちの１社が、下記ㇷ゚の要件を満たす同種工事の施工実績、共同企業体のその他の構成員は下記ㇶの要件を満たす同種工事の施工実績を有していること。ただし、建築一式工事における工事実績は含まない。